

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和5年度 日本風景街道九州ルート活動活性化検討・資料作成業務
業 務 概 要	本業務は、平成30年8月に「日本風景街道」有識者懇談会でとりまとめられた「日本風景街道の発展に向けて 提言」（以下、「提言」という。）に基づき、九州ブロックの日本風景街道の活動支援策等を検討し、日本風景街道の各実施主体の活動の活性化及び交流連携が促進されることにより、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とした多様な主体による活動等を通じ地域活性化や観光振興に向けた支援、資料作成等を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 藤巻 浩之 福岡市博多区博多駅東2-10-7
契 約 年 月 日	令和 5年 4月26日
契 約 業 者 名	令和5年度 日本風景街道九州ルート活動活性化検討・資料作成業務建設技術研究所・日本みち研究所設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市中央区大名2-4-12
契 約 金 額	21,989,000円（税込み）
予 定 価 格	21,989,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	九州地方整備局管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 5年 4月27日
履 行 期 間 (至)	令和 5年12月28日
備 考	

契約理由書

1. 業務件名 令和5年度 日本風景街道九州ルート活動活性化検討・資料作成業務
2. 履行場所 九州地方整備局管内
3. 契約の相手方 住所：福岡市中央区大名2-4-12 CTI福岡ビル
会社名：令和5年度日本風景街道九州ルート活動活性化検討・資料作成
業務建設技術研究所・日本みち研究所設計共同体
電話：092-714-2211
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、平成30年8月に「日本風景街道」有識者懇談会でとりまとめられた「日本風景街道の発展に向けて 提言」（以下、「提言」という。）に基づき、九州ブロックの日本風景街道の活動支援策等を検討し、日本風景街道の各実施主体の活動の活性化及び交流連携が促進されることにより、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とした多様な主体による活動等を通じ地域活性化や観光振興に向けた支援、資料作成等を行うものである。

2) 業務の内容

- ・日本風景街道九州ルートの活動状況カルテの作成及び課題の分析
- ・日本風景街道九州ルートの活性化に向けた具体的取り組みの提案及び支援
- ・会議等の資料作成・整理、記録及び運営補助
- ・日本風景街道九州ルートの広報資料の作成
- ・日本風景街道九州ルートのホームページ及びSNSの運営・改良
- ・報告書作成

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約相手を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を25者が入手（ダウンロード）し、3者から参加表明書及び技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験及び能力を有しており、技術提案書における実施方針及び特定テーマ「ルートの活性化に向けた具体的取り組みの提案及びルートへの支援における着眼点及び留意点」に係る技術力を備えていると判断される。

特に「実施方針・実施フロー、行程表、その他」の「実施手順」における実施フローの工夫されていること、及び特定テーマ「ルートの活性化に向けた具体的取り組みの提案及びルートへの支援における着眼点及び留意点」に対する技術提案について、提案内容に説得力があり、最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)
道路部 道路計画第二課長